

## 第3節 子ども・子育て支援事業の推進

### 1. 就学前の教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について

#### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進として、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園への移行が進められています。認定こども園については、本市では5園が移行しています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、こどもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

また、全てのこどもの育ちを支援する乳児等通園支援事業については、教育・保育施設との連携や情報共有を図るための体制を整えるとともに、支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行が図られるよう、幼稚園等の満3歳児クラスの活用を促進します。

#### (2) 保幼小の連携の推進

質の高い就学前教育・保育を進めて行く観点から、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれについて理解を深め、高め合うことができるよう、幼稚園教諭と保育士の意見交換や合同研修を実施します。また、こどもたちの活動を通じた交流を行います。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が、こどもへの具体的な指導法や接し方などについて学び合い、情報交換を行うなど、こどもたちが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるよう、相互の連携を進めます。

#### (3) 就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

全てのこどもがより良い環境の中で育つことができるよう、市の関係部署、関係機関の情報交換や連携を密に行い、就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

### 2. 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保について

施設など利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などに配慮するよう努めます。

具体的には、保護者への施設など利用給付は、年4回以上になるよう実施するとともに、特定子ども・子育て支援施設などに対しても、当該施設の運営に支障をきたすことのないよう給付の時期を検討します。

また、円滑な実施の確保のために、都道府県に対し、施設などの所在、運営状況、監督状況などの情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。